○議長（稲葉昭宏君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時４５分）

◎議案第３７号、第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君）　日程第５、議案第37号　平成26年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定について、日程第６、議案第38号　平成26年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君）　議案第37号は、平成26年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定について。議案第38号は、平成26年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（生活環境課長　高橋良延君　説明）

○議長（稲葉昭宏君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○６番（福本栄一郎君）　14ページ、技術職員１名とありますけれども、この方は現在・・、お名前はいいですけれども、何歳の方でしょうか、お伺いします。

○生活環境課長（高橋良延君）　決算書14ページですね。技術職員１名ということでありますけれども、こちらは現在58歳でございます。

○６番（福本栄一郎君）　町長にお伺いしますけれども、いま技術職員の方が58歳、定年は60歳ですよね。あと１年ちょっと・・、２年くらい、年度が変わりますから。そうなりますと、水道というのは蛇口をひねれば24時間・・、担当の職員の努力にも感謝するところですけれども、当たり前に水が出ますよね、24時間、昼夜を問わず。そうしたときに、地震でいろんな予想されている・・、東北大震災が４年前にありましたけれども、橋が落ちたとか、道路が壊れたから通行止めになるということは、生活の便に非常に支障を来しますけれども、特に水道は、ご飯を食べることも、調理の支度もできない、トイレも使えない、もう身近に・・、水が出ないと困るんですよ。そういった場合に、技術職員の方の・・、いま放送していますよね、来年度募集で、職員募集。その辺の町長の・・、これは私は絶えず言って

いるんです。土木技術職員も・・、町長、どうでしょうか。もちろん土木技術もそうですけれども、特に水道関係の技術職員、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君）　私が町長になってすぐに中川の断水がありまして、それで、皆さんに給水車で徹夜で水を運んだことがあるわけですけれども、本当にこれは厳しいなと感じていますので、今度職員採用の募集をかけていますけれども、本当にいま松崎出身の方でいないかと思って、いろいろ探しているところでございます。

○生活環境課長（高橋良延君）　現在の水道の技術職員につきましては、この表にあるとおり２名。技師２名ということで、水道と温泉すべての維持管理、点検という中で行っています。うち１名は水道技術管理者でやってもらっています。

先ほど58歳ということを私は説明しましたが、平成28年度末にこの方は定年退職ということになるわけでございます。そういったことで、退職をしてそのあとすぐ補充という中ではなかなかやはりいま言ったように、水道、ライフラインの大本ですので、そういったちゃんと技術を継承し、後継者を育成するという中で、現在、平成28年４月採用水道技術職員ということで、採用に向けていま準備を行っております。いい人材が来ていただければいいんですけれども、とりあえず28年４月採用というような中で、いま準備を行っているという状況でございます。

○６番（福本栄一郎君）　いい回答をもらいました。技術職員はやっぱり現場の引き継ぎもあるでしょうから、ダブって、１年あるいは２年ダブって・・、現場の実践・・、事務の方もそうでしょうけれども、むしろ技術屋さんというのは現場の引き継ぎですよね。その辺もありますので、ダブってなるべく採用をお願いしたいと思います。

日夜・・、もう断水ということは、夜、夜中ありませんので、24時間体制でいますので、その辺をまたよろしく・・、技術屋の養成ということをお願いしたいと思います。

あと、もう１点ですね。22ページの修繕費、181万8391円、これは町の方で漏水対策をやったと思うんです。これに関連なんですけれども、本管から引き込みの個人のメーターの間の漏水ということについてはどうなっているでしょうか。教えてくれませんか。

○生活環境課長（高橋良延君）　修繕費の中で、いま引込管の修繕ということであろうかと思いますけれども、当然水道の本管から取り出して、個人への引き込みについては、当初設置については個人の負担ということであろうかと思います。

今現在、この引込管の漏水がかなり多くなっておりまして、通常我われについては、例えば、道路敷、道路の敷地内とか、そういったことについては、一応水道の事業の方でそれは

修繕をいたしておりますけれども、実際に個人のお屋敷の方、個人のお宅の中に入っているところの管については、個人でそれは直していただくということで現在対応しているところでございます。

水道の検針員が２カ月に１回は行っていますので、そのときにメーター等で漏水等のチェックはいたしておりますので、漏水で疑わしいと思ったご自宅には、聞き取りをしたりとか、そういったことで、漏水があった場合、ご自宅の中では水道屋さんへ行って直してくださいというようなことで対応しているところです。

○６番（福本栄一郎君）　もう一回確かめますけれども、メーターの中は当然ですよね。メーターがぐるぐる回りますから、当然使用料に跳ね返ってきますから、個人が直すでしょうけれども、私が言っているのは・・、確認ですよ。道路から自分の屋敷のメーターまでの管です。その辺の負担・・、確かに、個人が新たにやる場合は、申請を出して、給水申込書を出して、取り出してください。だけど漏水した場合は、これはもちろん有収水量にもひびいてくるんです。だけども、仮に、町道は町長の許可を・・、道路工事使用申請願を出すんですけれども、国道、県道の場合は、ちょっと申請も難しくなる。だったらば、別に自分のメーターが回らないからいいでしょうとこういう。だけど町としてみれば、有収水量が下がってくる。せっかく売る水を、お金をかけて売る水を地面に吸い込ませてしまっている。かといって、今度は道路管理者の土木事務所の国道、県道・・、早く直してください。個人はお金がかかるから、いいよそのままで、この辺の・・、もう一度ご回答をお願いします。

○生活環境課長（高橋良延君）　もう一度説明しますが、水道の本管から取り出し、ご自宅メーターまでの取り出し、またそれからの配管もあるかもしれませんけれども、あくまでも公共の用地のところにかかっている分、例えば、引込管のところでも、道路から溢れて漏水していますというような場合は、私どもの水道事業のところでそこは修繕対応しているという形でございます。あくまでも個人の敷地の中では、個人で対応してくださいということでございます。

○議長（稲葉昭宏君）　ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君）　質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第37号　平成26年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号　平成26年度松崎町水道事業会計収入支出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第38号　平成26年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号　平成26年度松崎町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君）　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。